

令和3年6月23日
呉市福祉保健部
子育て施設課

台風接近・集中豪雨等における市内認可保育施設の臨時休園措等の ガイドライン【令和3年6月改訂】

1 目的

市は、台風接近や集中豪雨等により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童と保育従事者の生命と安全を守るために、市内認可保育施設における臨時休園措置等の判断及びガイドラインを策定する。

2 対象

市内認可保育施設

3 臨時休園等の判断

呉市子育て施設課は、台風接近や集中豪雨等により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、本ガイドラインに基づいて、市内認可保育施設における臨時休園・登園自粛要請等の判断を行う。なお、施設の個別の事情（災害の規模・断水・停電等）を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が迫っている状況であることを除き、事前に呉市子育て施設課に連絡の上、対応を協議する。

4 臨時休園・登園自粛要請の判断の目安

次のいずれかに当てはまる場合、又は、今後当てはまる可能性が高いと判断した場合に、臨時休園又は登園自粛要請を行うことを基本とする。

(1) 臨時休園

市内に災害発生又は災害発生の可能性が極めて高い場合は、臨時休園とする。

- ア 気象庁から呉市に特別警報が発令されている
- イ 警戒レベル4以上の避難情報（避難指示、災害発生情報）が発令されている

- ウ 河川氾濫・土砂災害など、登園することに危険がある
- エ 交通手段の計画運休などにより保育士が確保できない、又は保護者による送迎が困難（広範囲、長時間に及ぶ場合）

（2）登園自粛要請

災害発生の可能性が比較的高い場合や施設運営を行うにあたって、十分な態勢を確保できないことが予想される場合は、保護者に登園自粛要請を行う。

なお、状況によっては、総合的な判断により、臨時休園をすることがある。

- ア 警戒レベル3の避難情報（高齢者等避難）が発令されている

- イ 交通手段の計画運休などにより保育士が確保できない、又は保護者による送迎が困難（一部の範囲、短時間の場合）

5 登園状況による対応

	登園前	登園後
臨時休園	保護者に登園を見合わせてもらう。	保護者に、速やかに迎えに来てもらう。 ただし、迎えに来ることが危険な場合（洪水発生等）は、安全な状況になってから迎えに来てもらう。
登園自粛要請	保護者に、できる限り登園を見合わせてもらう。	保護者に、できる限り早く迎えに来てもらう。

6 洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設の対応

洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設は、事前に策定した避難確保計画等に基づいて、早い段階での臨時休園等を決定することも想定されるため、あらかじめ入所説明会や保護者会等で保護者に周知する。

7 臨時休園等に伴う対応について

臨時休園・登園自粛要請を行う場合は、各施設からホームページやメール等により、保護者に周知を図る。また、施設の入り口に臨時休園する旨を示した貼り紙等を掲示する。